

競技団体公益的機能維持支援金の申請受付について

(公財) 長野県スポーツ協会

I 支援金の概要

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている公益的機能を有する競技団体の皆様の活動を支援するため、「競技団体公益的機能維持支援金」(以下「支援金」という。)を交付します。

2 交付額

1 競技団体につき 100,000 円を上限とします [1 回限り]。

※ただし、令和 2 年度の本会加盟団体負担金の納付額が 100,000 円に満たない団体は、その納付額とします。

II 交付対象者

スポーツの各競技を代表する県単位の団体で本協会の加盟団体

III 交付の条件

支援金の交付を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たすことが必要です。

1 第 75 回鹿児島国体の延期決定(令和 2 年 6 月 19 日)及び第 41 回北信越国体の中止決定(令和 2 年 6 月 30 日)以降において、公益的な活動(選手強化、競技大会の開催、競技の普及活動、指導者の育成、競技の振興等)を行っている。

2 上記活動に際し、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(令和 2 年 5 月 14 日付け(公財)日本スポーツ協会等策定)」に基づく新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を行っている。

IV 申請手続き等

1 提出書類

(1) 競技団体公益的機能維持支援金交付申請書兼口座振込依頼書

※振込先口座は団体名が入っているものを記入してください。

(2) 大会・競技会・記録会等開催要項等の写し、活動状況写真等

※必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがありますので、ご承知おきください。

2 申請の受付期間と方法

(1) 受付期間

令和2年9月17日(木)から12月28日(月)まで(消印有効)

※申請を受け付けた団体から順次支援金をお支払いしますので、極力お早めの申請をお願いします。

(2) 受付方法

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送のみで受け付けます。

3 支援金の交付

申請書類を受領後、内容審査のうえ、申請内容が適正であると確認したときは支援金をお支払いします。

4 交付決定通知等

支援金の交付を決定したときは、交付額及び支払予定日を記載した通知を送付します。

V その他

1 支援金交付の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の返還が生じる場合があります。

2 1の場合において、支援金の交付を受けた競技団体名などの情報を公表することがあります。

3 支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、対象競技団体の運営等に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

4 申請書類に記載された情報を正確に確認できない場合は、必要に応じて、関係機関への確認及び調査等を行うことがあります。